

職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月10日

香川県広域水道企業団企業長 浜田 恵造

香川県広域水道企業団規則第12号

職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則の一部を改正する規則

職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則（平成30年香川県広域水道企業団規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第14号）<u>第2条第1項</u>の規則で定める様式は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="170 603 1088 643"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	略	<p>香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第14号）<u>第2条</u>の規則で定める様式は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 603 2074 643"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	略
略			
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。